

平成30年 経済委員会 開催状況（労働政策局雇用労政課）

開催年月日 平成30年7月5日

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 経済部長、労働政策局長、働き方改革推進室長

質問要旨	答弁要旨
<p>一 最低賃金について</p> <p>(真下委員)</p> <p>最低賃金について質問させていただきます。</p> <p>先月6月15日に共産党の道議団として、北海道労働局に対して最低賃金の大幅な引き上げとともに、中小企業への支援を行うようにとの要請をいたしました。</p> <p>そのことを踏まえて、以下、伺ってまいります。</p> <p>(一) 最低賃金の果たす役割と地域間格差の拡大について</p> <p>(真下委員)</p> <p>最低賃金法というのは、皆様ご承知の通り、その目的について、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」と第1条で謳っております。現在、最低賃金は地域別ランク別に定められておりまして、地方と都市部の地域間の格差が拡大し、人口流出に拍車をかける一因ともなっており、社会問題となっているわけです。</p> <p>最低賃金の果たす役割と、地域間の格差拡大の推移及び拡大の原因について、道はどのようにお考えになっているのか伺います。</p> <p>(真下委員)</p> <p>つまり今の制度のままだと、格差の拡大というのは解消されることなく広がっていくばかりです。労働者の賃金の実態や企業の支払い能力などが勘案されて、地域別、ランク別になってくると、これを逆転するには、最低賃金の引き上げ幅を逆転するくらい大きく変わらなければありえないこと。この制度自体が地域間格差を広げるシステムになっているということです。</p>	<p>(働き方改革推進室長)</p> <p>最低賃金の役割などについてでございますが、本道の最低賃金は、10年前の平成20年度においては、667円であり、東京都の87.1パーセント、全国平均の94.9パーセントとなっており、平成29年度においては、810円で、東京都の84.6パーセント、全国平均の95.5パーセントであり、全国平均と比べると、ほぼ変わってはおりませんが、東京都と比べると、10年前よりその差が広がっているところです。</p> <p>最低賃金は、労働者の生活の安定や雇用のセーフティネットとして重要な役割を果たすものであり、国におきまして、地域における労働者の生計費や賃金の実態、企業の賃金支払能力などを総合的に勘案し、地域別に決定しているものと認識をしております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 最低賃金で働いている雇用者について (真下委員)</p> <p>そこで、本道において、最低賃金で働いている雇用者はどれくらいいるのか、道において把握されているのか伺います。</p> <p>(真下委員)</p> <p>初めて出る数字だと思います。本当に多くの方、27万6,737人が最低賃金の1.15倍未満という賃金で働かざるを得ない状況になっている。さらに、それに乗せになっているところでも、本当にわずかながらの上乗せになっているのが北海道の状況だと思います。</p> <p>(三) 最低賃金水準と最低生計費について (真下委員)</p> <p>道内の経済動向によりまして、消費者物価指数は、17カ月連続で前年を上回っています。昨年からは全国指数も上回っている状態になっています。最低賃金が高いのに加え、物価の上昇が生活を圧迫することになっている、これが北海道の現状です。</p> <p>当然、最低生計費も高くなっているものと考えます。最低賃金の果たす役割から鑑みて、その水準を決めるためには、こうした実態を踏まえた最低生計費を参考にすることが重要と考えますが、道はどのようにお考えでしょうか。また、現在の810円は、最低生計費を満たす水準とお考えかどうか。</p> <p>早急に1000円に、さらに1500円をめざすことが必要と考えるわけですが、いかがでしょうか。</p> <p>(真下委員)</p> <p>平成22年ということですから、8年前です。計算してみると、年間15円位ずつしか上がっておりません。北海道の最低賃金が、このペースでいくと、これから更に10年少しかかる。そうしますと、この政労使合意からすると、20年たたないと1000円までいかないということになります。</p> <p>こういう状況では、やはり地域経済にも大きな影響があると思います。何より今の最低生活費では、実際には</p>	<p>(働き方改革推進室長)</p> <p>最低賃金で働く労働者数についてでございますが、国では、平成27年10月に開催しました、最低賃金に関する「目安制度の在り方に関する全員協議会」の資料として、賃金構造基本統計調査に基づく分析によりまして、平成26年の都道府県別の最低賃金近傍の労働者数を公表しており、これによりまして、北海道では、地域別最低賃金額の1.15倍未満の賃金で働いている労働者数は27万6,737人と集計されているところです。</p> <p>(働き方改革推進室長)</p> <p>最低賃金の水準についてでございますが、最低賃金は、中央最低賃金審議会の目安額を参考に、地方最低賃金審議会が、地域の経済状況や雇用動向、賃金の引き上げに伴う企業への影響、生活保護に係る施策との整合性などを総合的に勘案し、慎重な検討の結果行う答申を踏まえまして、地域別に決定されているものであり、北海道の平成29年度の最低賃金につきましても、景気状況に配慮しつつ、全国平均1千円を目指すこととされた平成22年の最低賃金引き上げに関する政労使合意の目標設定に配慮しまして決定されたものと認識しているところです。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>生活保護で扶助されている教育費とか医療費等々の分、それから社会保険料のことを考えると、生活保護より上にはなっていない。</p> <p>これはしっかりと引き上げに取り組まなければ、最低生計費を確保できない、最低賃金の水準はこの後も続くということになってしまうわけです。ですから、このところをしっかりと認識し、国とともに、制度の改正自体も視野に入れて取り組んでいく必要があると思います。</p> <p>(四) 地域間格差拡大の影響等について (真下委員)</p> <p>平成29年度の最低賃金額をみると、東京都では958円であるのに対して、北海道では810円となっていて、先ほどの答弁のように格差が拡大してきております。</p> <p>このように地域間格差が拡大することによって、賃金の高い都市部へ雇用者が流出し、人口減少に拍車がかかるのではないかと、ということを危惧しております。</p> <p>道は、地域間格差拡大によって、どのような影響があるとお考えか。また、最低賃金審議会でも、こうした観点からどのような議論がなされているのか伺います。</p> <p>(真下委員)</p> <p>就職に関していえば、賃金水準が北海道とは違う、最低賃金というのは、給与水準に大きな影響を与えるものです。格差が広がっていくことに対し、人口流出の歯止めとするためには、最低賃金を引き上げていくことが必要であると考えます。</p> <p>(五) 地域間格差の解消に必要な施策について (真下委員)</p> <p>現在の地域ごとにランク付けし、地域における賃金の実態や企業の賃金支払い能力などを踏まえて地域別に最低賃金を定める現行制度では、地域間格差は拡大する一方であって、このことに今多くの注目が集まっていて、北海道労働局の賃金室長も、このことは認めるようになりました。</p> <p>ですから、この道内での雇用者の確保のため、人手不足解消のために、格差解消というのは必要になってくるのですが、道の考えはどうか。また、そのためにどのようなことが必要とお考えか伺います。</p>	<p>(働き方改革推進室長)</p> <p>最低賃金審議会での議論などについてでございますが、北海道地方最低賃金審議会においては、地域の給与水準や企業経営に関する指標などを勘案して示される中央最低賃金審議会の目安額を参考としまして、北海道の経済状況や雇用動向、賃金の引き上げに伴う企業への影響、生活保護に係る施策との整合性などの観点から、最低賃金額についての議論が行われているところでございます。</p> <p>最低賃金は、こうした議論を踏まえて、地域別に決定されており、結果として、地域による差が生じているものと認識しております。</p> <p>なお、本道における人口流出の要因としては、さまざまなものが考えられますが、若年層において、就職や大学等への進学のため、道外に転出する方が多いことが主な理由と推測しております。</p> <p>(労働政策局長)</p> <p>地域別の最低賃金についてでございますが、北海道の最低賃金は、本道の経済状況や雇用動向、企業の賃金支払能力などを総合的に勘案して決定されているところであり、道としては、労働者の生活の安定や雇用のセーフティネットとして、この最低賃金が遵守されることが重要と考えるところでございます。</p> <p>このため、今後とも、北海道労働局とも連携しながら、各種会議やセミナーのほか、広報媒体の活用、労働ガイドブックの配布などを通じまして、企業などに周知を図ってまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(真下委員)</p> <p>ご答弁にありましたけれども、最低賃金を遵守するというのは重要ですけれども、遵守しなければ違法行為です。これは当然のことなんです。だから、更に上乘せしていけるようにする、ということが今重要になってきています。ところが、この最低賃金が骨抜きにされている実態があります。</p> <p>(六) 最低賃金の割り込みについて</p> <p>(真下委員)</p> <p>派遣労働者で、最低賃金で雇用されていても、交通費が支給されないと、結果としては最低賃金を受け取っていても、実態としてはそれを割り込むような実態があると聞いています。今年だけでなく、もう何年も前から言われてきておりますが、この点についてどう考えるのか伺います。</p> <p>(真下委員)</p> <p>派遣労働における派遣会社の利益率は三十数パーセントです。結局、働いている人達の賃金の中から利益を上げているのです。支払い能力があるにもかかわらず、交通費を支払わずに最低賃金で法を守っているんだと。だから労働契約によって交通費については払わなくてもいいからその分は、まるで脱法的な行為といったら変ですが、逃げ道にしている。これが実態としてあるわけです。ですから、国と連携しながら、明確な労働契約を交わすように普及啓発に努めているといいますけれども、このところはしっかりと交通費については支払いをさせると、それから社会保険についても、しっかりと保障するようにということを書いていかない限り、最低賃金で働く人たちの労働環境は良くならない、処遇改善されていないと思うわけです。</p>	<p>(働き方改革推進室長)</p> <p>最低賃金についてでございますが、最低賃金法では、最低賃金の実効性の確保の観点から、その対象となる賃金を賞与や割増賃金を含まない基本的な賃金に限定しております。このため、最低賃金と実際の賃金とを比較する場合にあっても、通勤に要する費用などは考慮されないものとなっているところでございます。</p> <p>なお、通勤に要する費用については、使用者が支給することは法令上義務付けされてはいないところであり、派遣労働者においては、その支給に関して、個別の労働契約などによることが多いことから、道としては、国と連携しながら、明確な労働契約を交わすよう、普及啓発に努めているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 中小企業への支援策について (真下委員)</p> <p>最低賃金の大幅な引き上げは、道内の中小企業の経営基盤に少なからず影響を与える懸念があると知事も表明しております。私もそのとおりだと思います。</p> <p>最低賃金の引き上げのためには、同時に中小企業の支払い能力を高める施策が必要です。道内の経済動向によると、企業倒産は4カ月連続で前年を下回ったものの、販売不振をあげているのは74%以上で、卸売業、小売業、サービス業でも販売不振が多くを占めておりました。これでは最低賃金をあげたくても上げられないのではないのでしょうか。消費行動の喚起にも至らないのではないかと考えています。</p> <p>知事は、企業への助成制度の拡充を要望すると答えたのですが、道として、給与増額に対する賃金助成の拡充や、減税などの支援策を講じる必要があるのではないかと考えます。</p> <p>最低賃金の大幅な引き上げの実効性を高めるためにどう取り組むのか、部長に伺いたいと思います。</p> <p>(七) 一再 中小企業への支援策について (真下委員)</p> <p>部長からご答弁をいただきましたが、11年前の質問を振り返ってみても、同じような答弁の範囲を越えておりません。</p> <p>山形県では、最低賃金を引き上げた場合、国の助成に上乘せするという形で事業者負担を半分にするという軽減措置を、奨励金として盛り込む予算案を提出しております。人手不足対策に寄与すると期待されているところです。まだ始まったばかりなので利用は多くはないようですが。やはり、こうしたことをしていく必要があると思うのです。</p> <p>そこで、道として中小企業への独自の支援に取り組む考えはないのか、再度、部長に伺います。</p> <p>(真下委員)</p> <p>ちょっと、それでは納得できないと思っています。やはり北海道は、中小企業に支えられて現在があるわけですから、そこを重点化する施策というのを是非考えていただきたい。長きにわたって、引き上げられない実態がある訳ですから、最低でも道としてそこに支援するという枠組みを考えていただきたいと思います。</p>	<p>(経済部長)</p> <p>中小企業への支援についてでございますが、最低賃金の上昇は、多くの働く方々の生活向上に寄与するものである一方、その大幅な引き上げは、道内の中小企業の経営に影響を与えることも懸念される所でございます。</p> <p>道といたしましては、企業への助成制度の拡充を国に要望いたしますとともに、北海道中小企業総合支援センター等による相談対応や経営指導、道の制度融資の活用など、経営面や金融面での支援を行い、中小企業が賃金の支払い能力を高めることができるよう、取り組んでまいります。</p> <p>(経済部長)</p> <p>中小企業への支援についてでございますが、道といたしましては、中小企業における賃金の支払い能力を高めていけるよう、生産性向上による賃金の引き上げに対する国の助成制度の活用に向けて、引き続き、その周知を図るとともに、北海道中小企業総合支援センター等による経営指導の実施など、中小企業等に対する経営面や金融面での支援を行いつつ、企業の経営力の強化を図ってまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>この最低賃金の引き上げ、それに社会保険料の助成について、10年以上前から福岡県は、国に意見書を上げています。秋田県でも、最低賃金の大幅な引き上げを求めて、国に要請しています。</p> <p>道も、国に要請をしているということですが、先ほどの平成31年度の「国の施策及び予算に関する提案・要望」の概要説明を伺った限りでは、そうしたことは入っておりません。今、政府は来年10月からの消費税増税を予定している段階であり、この10パーセント増税が更にかかってくれば、中小企業が経営していけないという現実的な課題が出てくると思います。更に、最低賃金を引き上げようと思っても、それはできずに破綻してしまう可能性さえ否定できない状況だと思います。</p> <p>ここのところはしっかりと協力しながら、国に要請するとともに、道としての独自支援を考えていただきたい、ということをお願いして、私の質問を終わります。</p>	